

(株)岩国駅構内タクシーにおけるスパ・サンライズ線の 運賃の設定について

1 運賃

現在、「岩国駅～スパ・サンライズ線」については、いわくにバス(株)が運行していますが、近年における運転士不足等により減便せざるを得ない状況であることから、本年4月1日から(株)岩国駅構内タクシーも運行することとなります。

については、(株)岩国駅構内タクシーが運行するにあたって次のとおり運賃を定めます。

- ・当路線における運賃表（三角表）は2ページのとおり。

（運賃については、いわくにバス(株)が現在設定している運賃と同額）

- ・運賃の割引については、次のとおり。

- (1) 身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条第4項の規定により身体障害者手帳の交付を受けている者及び介護人を要する場合はその介護人 **運賃の5割相当額**
- (2) 療育手帳制度について（昭和48年9月27日厚生省発児第156号厚生事務次官通知）の規定により療育手帳の交付を受けている者及び介護人を要する場合はその介護人 **運賃の5割相当額**
- (3) 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）第45条の規定により精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている者及び介護人を要する場合はその介護人 **運賃の5割相当額**
- (4) 児童福祉法（昭和22年法律第164号）第12条の4及び同法第41条から第44条までに規定する諸施設により養護又は保護を受けている者及び付添人で当該施設等の長の発行する所定の運賃割引証を提出した者 **運賃の5割相当額**

2 地元住民等からの意見聴取

- (1) バス利用者等から令和8年2月11日から2月17日までの1週間、意見聴取を実施

- (2) 利害関係者へのヒアリングとして、令和8年2月17日にいわくにバス(株)へ実施

運賃についての意見等は特にありませんでした。

3 運賃設定予定日

令和8年4月1日から

4 参考資料（別添1）

令和8年2月の岩国市地域公共交通会議で諮った資料

5 運賃表

								スパ・サンライズ
							日の出町車庫	190
						アメニティ桂	-	210
					帝人正門	-	-	210
				恵美須神社	-	-	-	210
			東中学校	-	-	-	-	230
		岩国駅東口	-	-	-	-	-	310
	三笠橋	-	-	-	-	-	-	310
岩国駅	-	-	-	-	-	-	-	310

当路線は、いわくにバス(株)が運行する「岩国駅～日の出車庫線」と大半の路線が重複することから、当路線における往路便（岩国駅発 スパ・サンライズ行）については、各停留所（スパ・サンライズバス停を除く）では乗車のみ、復路便（スパ・サンライズ発 岩国駅行）は、降車のみ（スパ・サンライズバス停を除く）の利用とすることで、いわくにバス(株)の運行路線と競合させないこととします。